

伊賀市企業誘致WEBセミナー運営支援業務委託プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

WEBを活用した企業誘致セミナーを開催するにあたり、公募型プロポーザル方式により、豊富な知識と専門的な企画力を有する事業者から広く提案を募り、総合的な審査により、最も優秀な者を選定することを目的とする。

(2) 業務名

伊賀市企業誘致WEBセミナー運営支援業務委託

(3) 履行場所

伊賀市内

(4) 業務内容

別紙「伊賀市企業誘致WEBセミナー運営支援業務委託仕様書」のとおりに

(5) 履行期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

2 プロポーザルの実施方式

公募型プロポーザル方式

3 予算限度額

8,911,870円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格

公告日現在、伊賀市契約規則第15条第2項に規定する入札参加資格者名簿の「調査検査業務－計画策定・コンサルティング」に登録されている者で、次に掲げる要件のすべてを満たしているものとする。ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は欠格とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格

の再審査に係る認定を受けている者

- (4) 公告から契約締結までの期間に、伊賀市又は三重県で指名停止等の措置を受けていない者（ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合、伊賀市の措置期間が終了した時点から申請可）
- (5) 法令、規則等に違反していない者

5 参加条件

過去 10 か年で、企業誘致セミナーまたは、それに類する業務の企画、運営支援を 1 回以上実施した実績があること。（「それに類する業務」の例として就職セミナー、企業立地ニーズ調査等）

6 参加資格確認申請書及び設計図書等

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式第 2 号） 1 部
- イ 履行実績書（様式第 3 号） 1 部
- ※5 に記載の参加条件が確認できる書類の写しを添付すること。
- ウ 納税証明書（未納税額がない証明書） 1 部

(2) 提出書類の受付

- ア 受付期間 令和 6 年 5 月 29 日（水）から令和 6 年 6 月 7 日（金）まで
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（閉庁日及び正午から午後 1 時までを除く。）
- イ 受付場所 伊賀市四十九町 3184 番地
伊賀市産業振興部商工労働課企業誘致推進室
- ウ 提出方法 持参または郵便による提出
（令和 6 年 6 月 7 日（金）午後 4 時 30 分必着のこと。）

(3) 設計図書等の閲覧

- ア 閲覧期間 令和 6 年 5 月 29 日（水）から令和 6 年 6 月 7 日（金）まで、伊賀市ホームページに掲載する。

(4) 設計図書等に対する質問

- ア 提出期日 令和 6 年 6 月 7 日（金）午後 4 時 30 分まで
- イ 提出方法 質問書（様式①）を作成し、電子メールに添付のうえ送付する。
また、メールの件名は本プロポーザルに関する質問書であることがわかるよう配慮すること。
- ウ 送付先 伊賀市産業振興部商工労働課企業誘致推進室
メールアドレス yuuchi@city.iga.lg.jp

(5) 設計図書等に関する回答

質問に対する回答は一括して質問回答書として取りまとめ、令和6年6月12日(水)に伊賀市ホームページに掲載することとし、個別回答は行わない。

7 プロポーザル参加資格の確認

(1) 参加者の決定

提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等の内容について確認し、参加資格の有無について決定する。

(2) 参加資格の有無の通知

参加資格の有無については、プロポーザル参加資格確認結果通知書(様式第5号)により令和6年6月12日(水)に通知する。

(3) 参加資格がないと通知された者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領(平成19年伊賀市告示第256号)第4条に規定する苦情申立書(様式第1号)により否認理由の説明を求めることができる。

ア 提出期間 プロポーザル参加資格確認結果通知書にて通知を受けた日の翌日から5日以内
午前9時から午後4時30分まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所 伊賀市四十九町3184番地
伊賀市産業振興部商工労働課企業誘致推進室

ウ 提出方法 持参とし、郵送は認めない。

(4) 中止または延期

伊賀市プロポーザル方式実施要綱第17条に該当する場合は、プロポーザルを中止又は延期する場合がある。

8 提案書の提出

(1) 提出書類

以下に掲げる書類(ア～エ)について10部(正本1部、副本9部)を提出すること。

ア 企画提案提出書(様式②)

イ 事業者の業務実績(様式③)

ウ 企画提案書(任意様式、A4版で片面印刷とし、8ページ以内で作成すること。)

企画提案書には事業者名を記載しないこと。

提案内容は、次のaからfの項目順に、項目名を明記のうえ記載すること。

a 業務実施方針

- b 業務スケジュール
- c 業務の実施体制
- d WEBセミナーの内容（著名人等による講演を含めたもの）
- e 広報・集客方法
- f 業務の効果

エ 見積書（任意様式） 1 部

（２）提出期間

令和６年６月１２日（水）から令和６年７月１日（月）まで
午前９時から午後４時３０分まで（閉庁日及び正午から午後１時までを除く。）

（３）提出場所 伊賀市四十九町 3184 番地

伊賀市産業振興部商工労働課企業誘致推進室

（４）提出方法

持参または郵便による提出（令和６年７月１日（月）午後４時３０分必着のこと。）

９ 評価方法及び評価基準

企画提案書等の特定までに関わる審査は、伊賀市企業誘致WEBセミナー運営支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が実施し、最優秀者１者、次点者１者を選定する。また、委員会は非公開とする。

（１）評価方法

応募者が提出した企画提案書の評価は、委員会の委員が評価基準を基に採点する。

（２）評価基準

評価項目		評価の視点・判断基準	配点
業務実績	事業者の業務実績	業務を円滑に実施するための実績は十分か。	5
企画提案書	業務実施方針	・業務の趣旨を十分理解しているか。 ・スケジュールは適性か。 ・業務を円滑、効果的に進める体制となっているか。	5
	セミナーの企画力	・業務の趣旨に鑑みて、効果的な独自の提案となっているか ・著名人等による講演について、具体的な	40

		提案となっているか。 ・仕様書の内容を十分理解し、成果が期待できる企画となっているか。	
	広報・集客業務	・広報・集客業務は、効果的で独自性のある内容となっているか。 ・集客のターゲットの抽出方針は明確か。	30
	業務の効果	業務の実施により、本市の魅力や立地優位性が効果的に発信され、企業立地の促進が見込まれるか。	10
見積金額		費用対効果に十分配慮した金額か。	10
合計			100

10 実施スケジュール

公告、実施要領等の公表	令和6年5月29日（水）
参加表明書類提出期間	令和6年5月29日（水）から令和6年6月7日（金）まで
質問等受付期間	令和6年5月29日（水）から令和6年6月7日（金）まで
参加資格の有無の通知	令和6年6月12日（水）
企画提案書等提出期間	令和6年6月12日（水）から令和6年7月1日（月）まで
質問に対する回答掲載	令和6年6月12日（水）から令和6年7月1日（月）まで
ヒアリング	令和6年7月中旬
審査結果通知	令和6年7月中旬
契約締結	令和6年7月下旬

11 ヒアリングの実施

- （１）開催日 令和6年7月中旬
- （２）会場 別途通知します。
- （３）方法 15分程度のプレゼンテーション及び質疑を実施する。
※ヒアリングに関する詳細については、企画提案者に別途通知します。

12 提案書の特定

- （１）提案書の特定・非特定の通知
令和6年7月中旬

- (2) 審査結果に基づき、最優秀者及び次点者各 1 者を特定し、特定した者及び特定しなかった者に対し、プロポーザル提案書評価結果通知書（様式第 7 号）にてその旨を通知する。
- (3) 特定されなかった者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領第 4 条に規定する苦情申立書（様式第 1 号）により、非特定理由の説明を求めることができる。
- (4) 上記 12（3）の請求は、プロポーザル提案書評価結果通知書を受けた日の翌日から 5 日以内に書面の提出により行うこととし、電話による問い合わせは受け付けない。
なお、説明を求める書面の提出は、伊賀市産業振興部商工労働課企業誘致推進室へ持参することとし、郵送等による提出は認めない。

13 業務委託先の決定

- (1) 業務仕様書の作成
提案書特定の通知を受けた者は、速やかに業務仕様について発注者とその内容を協議し、業務仕様書を作成する。
- (2) 契約の方法
業務仕様書が作成されたのち、提案書特定者と随意契約による契約を締結する。ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不調になった場合は、次点者を随意契約の相手方とする。
- (3) 契約保証金の納付
伊賀市契約規則第 28 条の規定による。

14 その他

- (1) 詳細は、伊賀市プロポーザル方式実施要綱の規定によるものとする。
- (2) 資料作成に要する費用は、参加希望者及び提案書提出者の負担とする。
- (3) 一度提出された資料の修正は受け付けない。また資料の返却は行わない。
- (4) 企画提案書等の提出者は、本業務に関して専門分野（管理技術者を除く。）についての協力者を加えることができる。ただし、協力者になった者及びそのものの属する事務所は、本プロポーザルに参加できない。
- (5) 企画提案者等を提出した者が、委員会委員又は関係者と本計画に関する接触を求めたときは失格とする。
- (6) 企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は無効となることがある。
 - ア 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
 - イ 企画提案書等作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

- オ 提出書類に虚偽の記載があるもの、既に発表されたものと同一あるいは類似の提案又は盗用の疑いがあると委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。
- (7) 次の納税証明書等（ヒアリング実施日から起算して6か月以内のものに限る）の提示がないと、本プロポーザルに参加できない。
- ア 伊賀市内に本店を有する事業者
- ・すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕〔伊賀市収税課発行〕
- イ 伊賀市内に支店、営業所、出張所等を有する事業者
- ・すべての市税〔未納税額のない納税証明書〕〔伊賀市収税課発行〕
 - ・消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕〔所管税務署発行〕
- ウ 三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を有する事業者
- ・すべての県税〔未納税額のない納税確認書〕〔所管県税事務所発行〕
 - ・消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3〕〔所管税務署発行〕
- エ その他事業者
- ・法人税、消費税及び地方消費税〔未納税額のない納税証明書その3の3〕〔所管税務署発行〕

15 担当部署（書類等提出先）

〒518-8501 伊賀市四十九町 3184 番地

伊賀市産業振興部商工労働課企業誘致推進室（担当：松岡、中林）

電話番号 0595-22-9727 F A X 0595-22-9695

メールアドレス yuuchi@city.iga.lg.jp